

4. 切断した個体の既存焼却炉への受け入れ

1) 処理の概略

自治体等が保有する既存の焼却炉で焼却する際には、捕獲イノシシが燃え残った状態で排出されないようにするため、適切な大きさに切断された状態で受け入れている場合が多い。この切断作業は一般的に捕獲者をお願いしているが、作業者の負担は非常に大きい。焼却施設に併設されている粗大ごみ用の破砕機がイノシシを切断するために利用可能であれば、自治体側で冷凍保管庫を設置し、個体のまま受け入れ、冷凍保管により冷凍した個体を破砕機で小片に切断し、焼却処理することが有効である。冷凍することによって、衛生的かつ容易に切断できる。

| コラム④ 粗大ごみ用破砕機による捕獲イノシシの切断 | | |
|--|--|--|
|  |  |  |
| a) 冷凍保管したイノシシ | b) ギロチン式切断機 | c) ごみピットへ投入 |
| <p>実際の事例（試験段階）の写真である。a)捕獲イノシシをビニール袋に包んで冷凍保管庫に保管し、b)可燃性粗大ごみ用のギロチン式切断機で切断し、c)切断後ごみピットへ投入される、という流れで処理される。</p> | | |

2) 生活環境保全対策

基本的には3.生活環境保全対策のとおりであるが、留意点を以下に記述する。

① 臭気対策

臭気防止の観点から、運搬時にはビニール袋に収納する。なお、焼却施設の切断・破砕機を用いる場合の切断前の冷凍保管は、臭気対策面でも効果がある。

② 放射性セシウム対策

多量の可燃ごみとの混焼により、特段の問題は生じない。

③ 鉛対策

既存焼却炉でイノシシの焼却を行う際には、混焼するため、イノシシが含有している鉛の、主灰および飛灰の鉛濃度への寄与率は著しく低くなる。そのため、主灰および飛灰においては、特に問題となることはなく、通常どおりの処理を行うことが可能であ

る。

④ 感染症対策

焼却施設の切断・破砕機を用いる場合は、腐敗防止や切断時の血液・体液の滴り防止、機器への付着防止等の衛生的観点から、切断前に冷凍保管することが必要である。なお、焼却施設の切断・破砕機を用いず、捕獲者へ切断作業を頼む場合には、体液の飛散防止のため、ビニール袋に収納する。

3) 解体

既存焼却炉では、「部位ごとに解体する」、「20センチ程度に解体し土のう袋に詰める」等、施設ごとに捕獲イノシシの受け入れ基準が設定されている場合が多いことから、搬入予定の既存焼却炉の受け入れ基準を確認し、基準に合致するように解体を行う必要がある。

但し、冷凍保管庫でイノシシを保管し、冷凍したイノシシを焼却施設に設置された切断機等で解体する方法を採用することにより、捕獲者による切断は不要となる。切断機はギロチン式や低速二軸破砕機等の、可燃性粗大ごみ用の前処理設備が利用可能である。切断前に十分冷凍することによって、血液や体液の滴り等がなく、衛生的かつ容易に切断が可能である。

4) 既存焼却炉での焼却

体液等の飛散を防ぐため、ピットに投入後、速やかに焼却炉に投入する。炉形式により焼却時間に差はあるが、頭蓋や大腿骨等の大きな骨については燃え残りが発生しやすいため、切断時の大きさや焼却時間に関して留意が必要である。